



平成 26 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名  **日医工株式会社**  
(証券コード 4541 東証第 1 部)  
代表者名 代表取締役社長 田 村 友 一  
お問合せ先 取締役常務執行役員 管理本部長 稲 坂 登  
TEL 076-432-2121

### ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 6 月 20 日開催の当社第 50 期定時株主総会において承認可決されました「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、本日開催の取締役会において、当社執行役員及び理事（雇用型執行役員・理事）、従業員並びに当社子会社の取締役（当社取締役を除く）に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 目的

当社グループの業績への貢献に報いると共に、さらに業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社執行役員及び理事、従業員並びに当社子会社の取締役に對し、新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 60,662,652 株に対して最大で 0.08% の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権の発行は、当社執行役員及び理事、従業員並びに当社子会社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としており、これにより当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲にとどまるものと考えております。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の名称

日医工株式会社 第 6 回新株予約権

##### (2) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

##### (3) 新株予約権の割当日

平成 26 年 11 月 6 日

(4) 新株予約権の総数

500 個

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 50,000 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成 28 年 11 月 6 日から平成 31 年 9 月 30 日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 新株予約権者が当社の懲戒規程に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でない合理的に認められる場合には行使することができない。
- ④ 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には行使することができない。
- ⑤ その他権利行使の条件は、平成 26 年 6 月 20 日開催の当社第 50 期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記（9）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、これを認めないものとする。

(12) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(13) 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(15) 新株予約権の募集対象者

当社執行役員及び理事（雇用型執行役員・理事） 10名

当社従業員 42名

当社子会社の取締役（当社取締役を除く） 3名

(ご参考)

定時株主総会付議のための取締役会 平成26年5月12日

定時株主総会の決議日 平成26年6月20日

以上